



農業委員会だより

第53号

発行 茂原市農業委員会 編集 農業委員会事務局 電話 0475-20-1530

実利農 施用地 し状の ま況調査 を しました！



農地の有効活用に向けて
ご協力をお願いします

調査の結果、遊休農地と判断された農地の所有者
に対して、農地の利用意向調査を1月頃（予定）に
実施しますのでご協力をお願いします。

あなたの農地、今どう
なっていますか？

本年度も、農業委員・農地利用最適化推進委員が市内全域の農地の利用状況について調査をしました。農地の遊休化（耕作の放棄）は、病害虫発生の助長や有害鳥獣の隠れ場所になるなど、周辺作物への影響をおよぼすだけでなく、生活環境への悪影響も考えられます。定期的な除草や耕耘など、農地の適正管理をお願いします。

農地を次世代に引き継ぐために 地域計画の策定・更新をお願いします



地域計画とは、農業者の高齢化や人口減少に伴う耕作放棄地の発生・増加など、地域が抱える課題や、現在耕作されている農地を誰につないでいくかなどを話し合い、地域の農地のあり方を地図化(目標地図)するものです。

地域計画が策定されていない地域では、補助事業等が受けられなくなる可能性があるため、策定のための話し合いを行いましょう。また、すでに地域計画を策定済みの場合でも、計画の実現に向けて適時更新をお願いします。地域計画について、内容説明等のご要望があれば、農政課、農業委員会事務局までお気軽にご相談ください。

農地中間管理機構とは

農地中間管理機構は、地域の話し合いにより策定される地域計画に基づき、出し手と受け手の間に入って農地の貸借を進める農地中間管理事業を実施します。

千葉県では、公益社団法人千葉県園芸協会が農地中間管理機構として、県の指定を受けています。

農地中間管理機構 を活用しましょう

農地中間管理事業のしくみ



事業活用のメリット

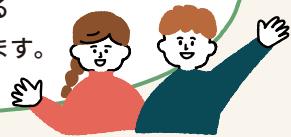
出し手のメリット

- 契約期間終了後、農地は確実に戻ります。
- 機関は公的機関なので安心して農地を貸すことができます。
- 要件を満たせば、農地の固定資産税が軽減されます。

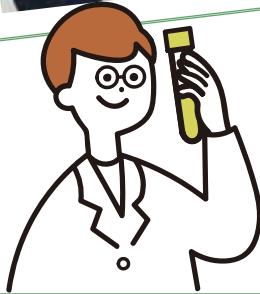


受け手のメリット

- 長期間の借り入れができるため、営農計画が立てやすくなります。
- 条件により、まとまった農地の借り入れや、分散した農地の集約化ができます。
- 貸借料は機関に一括して支払うことで支払い等の事務が軽減されます。
- 機関から担い手が農地を借り受けることで利用できる関連事業があります。



JA全農 営農・技術センター を視察しました



神奈川県平塚市にある「JA全農 営農・技術センター」で視察研修を行いました。JA全農 営農・技術センターは「生産者と消費者を安心で結ぶ懸け橋」の技術拠点として、「研究」、「検査」、「人づくり」に力を入れ取り組んでいます。

研修では省力化・低コスト化を実現する生産技術の研究・開発への取組み、農産物の残留農薬の検査・分析への取組みを紹介していただき、参加者は研修担当者へ積極的に質問するなど、茂原市の農業の発展にとても参考になる視察となりました。

就農相談は 「長生農業独立支援 センター」へ

長生地域の新規就農者を確保・育成するため、新しく農業を始める方に対して、研修の受け入れから就農後の営農に関するサポートまで、ワンストップで対応するための相談窓口として、茂原市・一宮町・長生村・白子町・長生農業協同組合が共同で「長生農業独立支援センター」を設置しています。

これから農業をやってみたい方や将来就農にご興味がある方は是非ご相談ください。



お問い合わせ

長生農業独立支援センター
茂原市高師1153
TEL:0475-24-5700
FAX:0475-24-5701
Mail:chosei@nogyoshien.com

農業者なら誰でも入れる『終身年金』

農業者年金 に加入しませんか



農業者としての加入要件は農業従事日数だけですので、この要件を満たせば農業経営者はもとより、その配偶者や後継者などの家族、農業従事者や農家のパートさんも加入することができます。



次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

- ① 年間60日以上農業に従事
- ② 国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）
- ③ 60歳以上65歳未満（60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者のみ）

農業者年金の特徴とメリット

- ① 積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強い
- ② 保険料は、月額2万円から6万7千円の間で自由に決められる
(35歳未満かつ政策支援加入の対象とならない方は月額1万円)
- ③ 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象
- ④ 裁定後から終身（生涯）において一定金額を受け取ることが
できる年金（80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金）



農業者年金のお問い合わせ



農業委員会事務局 ☎ 0475-20-1530

JA長生茂原支所 ☎ 0475-24-5118

JA長生本納支所 ☎ 0475-34-2233

農業者年金基金専門相談員 ☎ 03-5919-0371



全国農業新聞は農業総合専門誌です。

農業の「経済とくらしに役立つ」情報を届けします。